

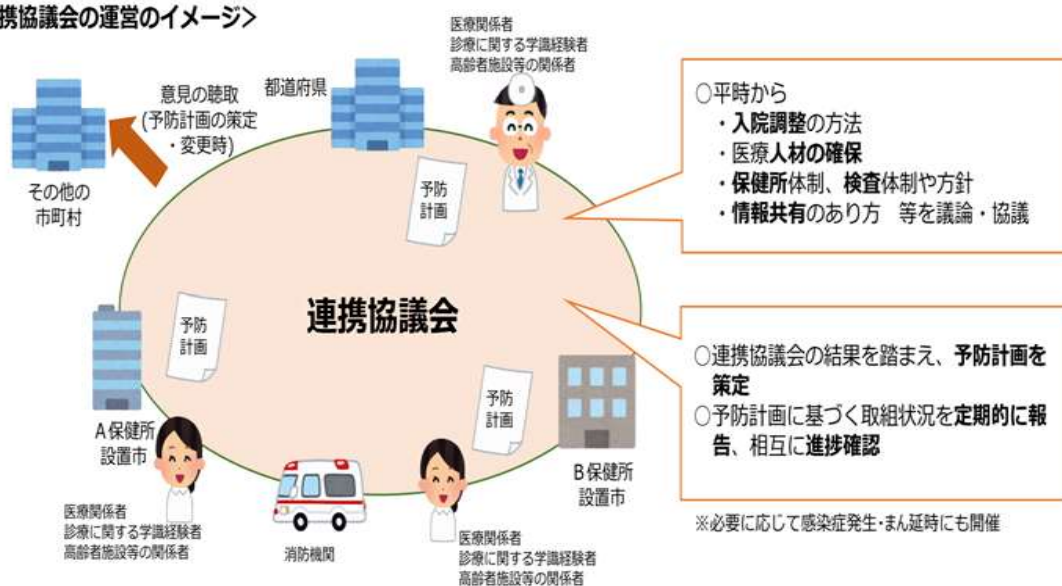
# はじめに

## 1 計画策定の趣旨

新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生およびまん延に備えるため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）」の一部が令和4年（2022年）12月に改正されました。これにより、国が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」および都道府県が定める「感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下「予防計画」という。）」の記載事項を充実させるほか、保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という。）」においても予防計画を定めることを義務付けるなど、感染症対策の一層の充実を図ることとなりました。

本市においても、基本指針、北海道感染症予防計画および北海道（以下「道」という。）」が法第10条の2に基づき設置する北海道医師会、指定医療機関、学識経験者、消防機関、保健所設置市等で構成される「北海道感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）」の議論に基づき、本計画を策定し、次の感染症危機に備えるため、平時から、感染症の発生およびまん延を防止していくための取組に努めます。

### <連携協議会の運営のイメージ>

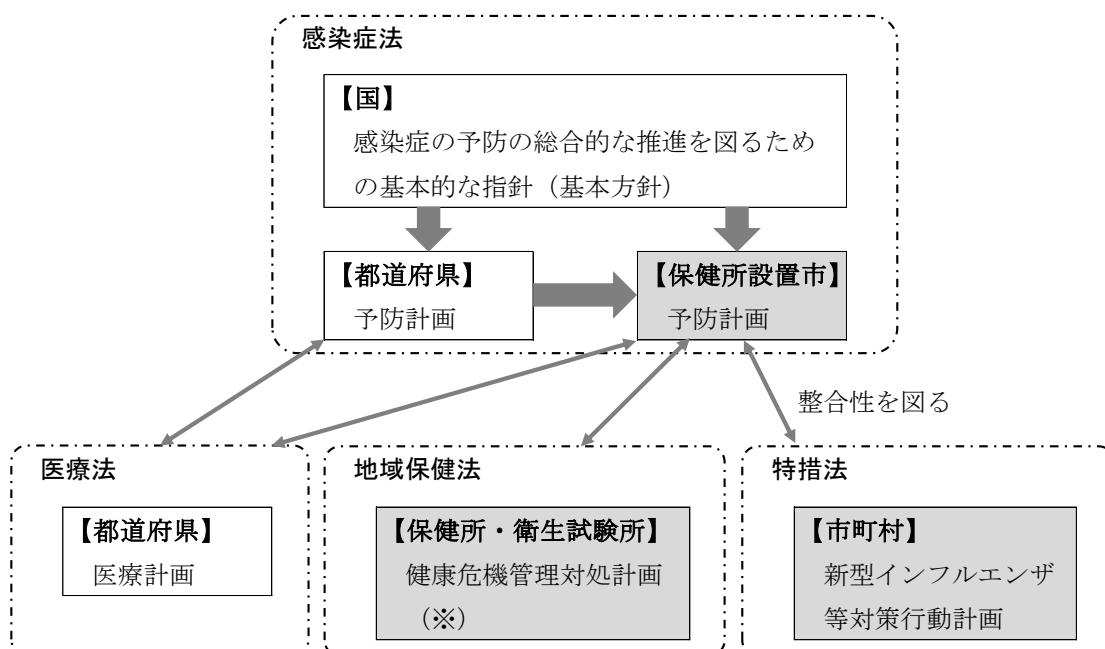


(厚生労働省資料より抜粋)

## 2 計画の位置づけ

予防計画については、法第9条において国が基本指針を定めること、法第10条第1項において、基本指針に即して都道府県が、同条第14項において基本指針および都道府県が定める予防計画に即して保健所設置市等が予防計画を定めることとされています。

また、医療法（昭和23年法律第205号）における医療計画において、新興感染症の発生・まん延時における医療が規定されたため、医療計画との整合性を図る必要性があるほか、地域保健法（昭和22年法律第101号）に基づく健康危機管理対処計画や新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく函館市新型インフルエンザ等対策行動計画と整合性を図ります。



※ 令和5年度（2023年度）中に策定予定

## 3 計画期間

計画期間は、令和6年度から11年度までの6年間とし、取組状況については、連携協議会で進捗確認を行います。

また、実際に発生およびまん延した感染症が、事前の想定と大きく異なる場合は、その特性に合わせて、実際の状況に応じた機動的な対応を行います。

## 4 数値目標等

### (1) 数値目標

感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、またはそのまん延を防止するための措置に必要なものとして、厚生労働省令で定める体制の確保に係る数値目標を設定します。

### (2) 対象とする感染症

前項の体制の確保にあたり対象とする感染症は、法に定める新興感染症を基本とします。本計画の策定に当たっては、基本指針に基づき、これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナウイルス感染症への対応を想定し取り組みます。

### (3) 進捗の確認

連携協議会等において、毎年、予防計画に基づく取組状況や、数値目標の達成状況等について進捗確認を行い、実施状況について検証します。